



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *2 和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則
- *3 和歌山県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則
- *4 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
- *5 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- *6 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- *7 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
- *8 職員の苦情処理に関する規則
- *9 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

- *4 和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 252 平成16年事業所・企業統計調査等に係る電子計算機処理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (統計課)
- 253 計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 254 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 255 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 256 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 257 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 258 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 259 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 260 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止

(")

261 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")

262 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")

263 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")

264 救急病院の認定 (医務課)

265 道路の区域変更 (道路保全課)

266 新道路の供用開始等 (")

267 都市計画道路事業の認可 (道路建設課)

268 " (")

269 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し (出納課)

270 " (")

*271 昭和37年和歌山県告示第41号 (和歌山県証紙売りさばき人の指定) の一部改正 (")

○ 公告

入札公告 (統計課)

" (情報システム課)

" (薬務課)

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

○ 正誤

平成16年12月3日付け和歌山県報第1613号和歌山県教育委員会告示第10号中

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会議事規則 (昭和 26 年和歌山県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 11 条第 3 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第3号

和歌山県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第2条第2号中「こと」の次に「(任用候補者名簿の確定を含む。)」を加え、同条第16号中「任期付研究員条例」を「地方公務員法第8条第1項第11号及び任期付研究員条例」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号中「協議、任命権者への承認等」を「協議並びに任命権者への承認及び運用通知等」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「第8条第1項第7号」を「第8条第1項第8号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第3条及び第4条の規定による任期を定めた職員の採用試験に関すること(任用候補者名簿の確定を含む。)

第2条に次の1号を加える。

(18) 地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づく業務の状況報告に関すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(所掌事務)

第3条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員の秘書に関すること。
- (3) 委員会、委員長及び事務局長の公印の保管に関すること。
- (4) 委員会の予算、決算及び予算経理に関すること。
- (5) 文書の受発、編さん及び保存に関すること。
- (6) 備品及び消耗品の保管、出納に関すること。
- (7) 事務局職員の職階、任免、分限、定年、懲戒、服務その他の人事及び研修に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 個人情報の保護に関すること。
- (11) 委員会規則その他の規定の審査に関すること。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃に関する県議会及び知事に対する意見の申出に関すること。
- (13) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (14) 任命の方法についての一般的基準その他任用制度に関すること。
- (15) 競争試験及び選考の実施に関すること。
- (16) 任用候補者名簿の提示等に関すること。
- (17) 臨時的任用に関すること。
- (18) 人事行政の調査、人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (19) 職員の研修及び勤務成績の評定に関する研究及びその成果の提出に関すること。
- (20) 職員の分限、定年及び懲戒等に関すること。
- (21) 人事行政の運営の状況報告及び人事委員会の業務の状況報告に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所管に属しな

い事務に関すること。

第 4 条 職員課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度等の研究及びその成果の提出に関すること。
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件の勧告に関すること。
- (3) 給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。
- (4) 給与関係規則等の立案及び実施に関すること。
- (5) 職員に対する給与支払の監理に関すること。
- (6) 職階制に関する計画の立案及び実施並びに職階制に適合する給料表に関する計画の立案に関すること。
- (7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議の審査に関すること。
- (8) 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定等に関すること。
- (9) 職員に対する不利益な処分の審査等に関すること。
- (10) 職員の苦情の処理に関すること。
- (11) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (12) 営利企業等の従事制限に関すること。
- (13) 職員団体に關すること。
- (14) 法第 58 条第 5 項の規定に基づく労働基準監督機関の職権行使に関すること。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 6 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成 13 年和歌山県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 26 年和歌山県人事委員会規則第 5 号）の規定の例」を「職員の苦情処理に関する規則（平成 17 年和歌山県人事委員会規則第 8 号）に定めるところ」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 7 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 26 年和歌山県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 職員が職員の苦情処理に関する規則（平成 17 年和歌山県人事委員会規則第 8 号）に基づき、人事委員会の事情聴取等に応じる場合

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 8 号

職員の苦情処理に関する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の苦情処理に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含む。以下同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第 2 条 職員（離職した職員を含む。第 4 条第 1 項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第 28 条の 4 又は第 28 条の 5 の規定に基づく採用に関する苦情相談（職員相談員）

第 3 条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

（事案の処理）

第 4 条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 6 年和歌山県人事委員会規則第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による受理の決定又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 26 年和歌山県人事委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定による受理の決定がなされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第 5 条 人事委員会は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により人事委員会から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。（記録の作成等）

第 6 条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について、記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第 7 条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第 8 条 任命権者は、人事委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力）

第 9 条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（雑則）

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会

が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 9 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 6 年和歌山県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 7 項」を「第 8 条第 8 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第 4 号

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署協議会に関する規則（平成 13 年和歌山県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表海南警察署協議会の項中「7 人」を「8 人」に改め、同表有田警察署協議会の項中「6 人」を「5 人」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 平成 17 年 4 月 1 日に現に協議会の委員である者は、その任期中に限り当該協議会において、第 2 条に規定する要件を満たす者とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 252 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、和歌山県が発注する平成 16 年事業所・企業統計調査、平成 16 年商

業統計調査及び平成 16 年サービス業基本調査漢字項目に係る電子計算機処理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成 16 年事業所・企業統計調査、平成 16 年商業統計調査及び平成 16 年サービス業基本調査漢字項目に係る電子計算機処理業務

(2) 契約期間

平成 17 年 4 月 8 日から平成 17 年 7 月 29 日まで

2 資格審査申請書類及び配布方法

(1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次の書類を和歌山県企画部計画局統計課へ提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 経営の規模及び状況一覧

ウ 直前 2 年分の法人税又は所得税の納税証明書

エ 直前 1 年分の事業年度の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

カ 印鑑証明書

キ 各種規程に基づく登録又は認定を受けていることを証明する証明書(登録又は認定を受けている者のみ)

ク 使用印鑑届

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のウからキまでに掲げる申請書類については、和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札登録参加通知書、又は、資格審査時点で本調査事項に関連して、既に和歌山県が行う資格審査の合格通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 17 年 3 月 8 日(火)から平成 17 年 3 月 16 日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で配布を行う。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県民文化会館 407 号室

(2) 日時

平成 17 年 3 月 10 日(木)午後 2 時から

4 資格審査申請書類の受付期間

3 に掲げる申請書類は、平成 17 年 3 月 8 日(火)から平成 17 年 3 月 16 日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で受付を行う。

5 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県企画部計画局統計課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

F A X 073-441-2386

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成 17 年 3 月 8 日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 契約の履行のために十分な経営の規模及び状況を有していること。

(5) 法人税又は所得税を滞納していない者であること。

(6) この一般競争入札に参加する者は、使用するプログラムの一部が総務省統計センターから提供されるため、提供されるプログラムにより、的確に電算処理が実行できる者であること。

なお、電算処理に必要となるシステム構成等は、次のとおりである。

ア プログラム

(ア) 言語

COBOL 言語

(注) “JIS X3002-1988”を使用可能。ただし、漢字処理については、“COBOL for MVS V1.02(IBM)”の日本語情報処理機能を使用可能

(イ) 作成機種

IBM 9672-RA6 (OS390 R2)

イ 入出力装置

装置名	備 考
磁気テープ装置	- 最大 5 台使用する。(なお、磁気ディスクを用いることにより、磁気テープ装置を最低 1 台用意すれば処理できる。) - カートリッジテープを読み書きできること。 「(ウ)磁気テープの仕様」で示された仕様で記録された磁気テープが読み書き可能であること。
磁気ディスク装置	- プログラム格納用ファイル及びソート等のワークファイルとして使用する。 - ソートのワークファイルとして使用する場合は、データの約 2 倍の容量が必要である。
印刷装置	- 印字桁数及び行数は 1 バイト文字を印字した場合で、133 文字×60 行である。 1 バイト文字 4 文字分の領域に対して 2 バイト文字 3 文字を印字するものとする。 - 印字文字は、英数字、カナ文字、漢字、特殊文字である。 - フォームオーバーレイを印刷できること。 - 印字フォントサイズは、「半角」15 ピッチ、「全角」7.5 ピッチ(一部の箇所では 10 ピッチ、15 ピッチ)を基準に作成されているが、周辺装置、機種等による差異については、リストの所定の枠内に印字されるように必要に応じ調整する。

ウ 磁気テープの仕様

- ・トラック数 18 トラック
- ・パリティ ODD (奇数)
- ・記録密度 約 38000BPI (18 トラック)
- ・IRG 0.08 インチ
- ・コード体系 1 バイトコード EBCDIC
2 バイトコード「JIS コード」
- ・ラベル なし
- ・ブロックサイズ 各種データレコード長×5
- ・テープ長 約 561 フィート
- ・メディア カートリッジ
- ・幅、奥行き、高さ 幅 109.9mm, 奥行 125.0mm,
高さ 24.5mm

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成 17 年 3 月 25 日 (金) までに通知する。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成 17 年 3 月 30 日 (水) までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成 17 年 3 月 31 日

(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

- (5) (2) の書面の提出先は、5 に掲げる場所とする。

和歌山県告示第 253 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 業務内容

計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表 (個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 納税証明書

ク 誓約書

ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

- (2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 17 年 3 月 8 日 (火) から平成 17 年 3 月 15 日 (火) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 15 日 (火) までの間に和歌山県企画

部 I T 推進局情報システム課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成17年3月10日 (木) 午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年3月8日 (火) から平成17年3月15日 (火) までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

和歌山市雑賀屋町1番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

(FAX 073-428-1136)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年3月8日 (火) 現在において、次の要件を満たしている者であって、2の (1) のコに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出したものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年3月25日 (金) までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成17年3月29日 (火) までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年4月1日 (金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第 254 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社和通	和歌山市黒田 279 番地の 4	ケアランド御坊	御坊市湯川町小松原 380-10	居宅介護支援事業	平成 13.3.28
社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町 1-8	田辺市医師会在宅介護支援センター	田辺市湊 1351-3	居宅介護支援事業	平成 14.5.31
株式会社和通	和歌山市黒田 279 番地の 4	ケアランド御坊	御坊市湯川町小松原 380-10	訪問介護 訪問入浴介護	平成 17.1.31

和歌山県告示第 255 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に

基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町 1-8	田辺市医師会在宅介護支援センター	田辺市湊 1426-4	居宅介護支援事業	平成 14.6.1

株式会社和通	和歌山市黒田 279-4	ケアランド御坊	御坊市野口字二ツが池 1184	訪問介護 訪問入浴介護	平成 17.2.1
株式会社なだいコーポレーション	那賀郡打田町打田 131-37	訪問看護ステーションなだい	那賀郡打田町打田 131-37	訪問看護	平成 17.2.10
株式会社なだいコーポレーション	那賀郡打田町打田 131-37	ヘルパーステーションほほ笑み	那賀郡打田町打田 131-37	訪問介護	平成 17.2.10

和歌山県告示第256号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年3月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070104389	有限会社ケアサービスわだ	和歌山市野崎 188-1 グランドハイツ野崎 206号	和田邦宏	有限会社ケアサービスわだ	和歌山市野崎 188-1 グランド ハイツ野崎 206 号	福祉用具貸与	平成 17.3.1
3070104397	明日葉有限会社	和歌山市小瀬田 79-1	堀川清	ヘルパーステーション・「明日葉」	和歌山市小瀬田 79-1	訪問介護	平成 17.3.1
3070104405	有限会社さいまん	和歌山市元寺町1丁目 65	和関学	ケアサポートサイマン	和歌山市宇治鉄 砲場 112-3	福祉用具貸与	平成 17.3.1
3070104413	有限会社ミツヤ	和歌山市西浜 1267-10	田淵宣宏	有限会社ミツヤ	和歌山市西浜 1267-10	訪問介護	平成 17.3.1
3071300614	有限会社ホーム・ナース	和歌山市鳴神 55-16	中出修	ホーム・ナースヘルプサービス紀北	伊都郡かつらぎ 町妙寺 54-5	訪問介護	平成 17.3.1
3071000495	有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生 478	山田宏子	春風デイサービス	橋本市小原田 30-1	通所介護	平成 17.3.1
3072500436	社会福祉法人熊野福祉会	東牟婁郡本宮町上大野字田平 97-1	中岸麻	グループホーム熊野本宮園	東牟婁郡本宮町 上大野字田平 630-1	痴呆対応型 共同生活介護	平成 17.3.1
3071201382	社会福祉法人皆楽園	那賀郡岩出町西国分 668	榎本太郎	デイサービスセンター宅老なごみ	那賀郡岩出町水 栖 644-1	通所介護	平成 17.3.1
3071201390	社会福祉法人皆楽園	那賀郡岩出町西国分 668	榎本太郎	グループホームなごみ	那賀郡岩出町水 栖 644-1	痴呆対応型 共同生活介護	平成 17.3.1

和歌山県告示第257号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第7

8条第1号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年3月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3072200532	有限会社あおぞら	田辺市上の山2丁目 12-48	寺本昌三	あけぼの在宅介護サービス	田辺市上の山2丁目 12-48	訪問介護・ 居宅介護支援	平成 17.3.1

和歌山県告示第258号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとお

り届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年3月8日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000100 076110	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	西川弘海	南部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 全身性) ・日常生活支 援	平成 17.1.3
30000100 019110	社会福祉法人南 部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445 -2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 全身性) ・日常生活支 援	平成 17.1.3
30000100 019128	社会福祉法人南 部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉協 議会	みなべ町植田 1444-1	デイサービ ス	平成 17.1.3

和歌山県告示第 259 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20
に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり
届出があったので、同法第 15 条の 23 第 2 号に基づき公示す

る。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000200 090110	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	西川弘海	南部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.3
30000200 068116	社会福祉法人南 部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445 -2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.3

和歌山県告示第 260 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 に規
定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第 21 条の 23 第 2 号に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000300 055112	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	西川弘海	南部川村社会福祉 協議会	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.3
30000300 095118	社会福祉法人南 部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉協 議会	みなべ町芝 445 -2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.3

和歌山県告示第 261 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の
17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定

したので、同法第 17 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
--------------	--------	------------------	-------------	--------	---------	--------------	--------------

30000100 076110	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛 センター	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活支 援	平成 17.1.4
30000100 019110	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町協はあと 館	みなべ町芝 445-2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 全身性) ・日常生活支 援	平成 17.1.4
30000100 019128	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町協ゆうゆ う館	みなべ町埴田 1444-1	デイサービ ス	平成 17.1.4
30000100 160112	有限会社あお ぞら	田辺市上の山二丁目 12-48	寺本昌三	あけぼの在宅介護サ ービス	田辺市上の山二丁目 12-48	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活支 援	平成 17.3.1
30000100 161110	有限会社ホー ム・ナース	和歌山市鳴神 55-16	中出修	ホーム・ナースヘル プサービス紀北	伊都郡かつらぎ町妙 寺 54-5	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支 援	平成 17.3.1

和歌山県告示第 262 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の
17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定

したので、同法第 15 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
30000200 090110	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛 センター	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.4
30000200 068116	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町協はあと 館	みなべ町芝 445-2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.4
30000200 196115	有限会社あお ぞら	田辺市上の山二丁目 12-48	寺本昌三	あけぼの在宅介護サ ービス	田辺市上の山二丁目 12-48	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.1
30000200 197113	有限会社ホー ム・ナース	和歌山市鳴神 55-16	中出修	ホーム・ナースヘル プサービス紀北	伊都郡かつらぎ町妙 寺 54-5	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.1

和歌山県告示第 263 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 17 第 1
項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第 21 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業所 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
30000300 055112	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛 センター	みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 知的)	平成 17.1.4

30000300 095118	社会福祉法人 みなべ町社会 福祉協議会	みなべ町芝 447-2	西川弘海	みなべ町社協はあと 館	みなべ町芝 445-2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.4
30000300 145111	有限会社ホー ム・ナース	和歌山市鳴神 55-16	中出修	ホーム・ナースヘル プサービス紀北	伊都郡かつらぎ町妙 寺 54-5	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的)	平成 17.3.1

和歌山県告示第 264 号

救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

名 称	所 在 地	有効期限
石本胃腸肛門病院	和歌山市田中町 3 丁目 1 番地	平成 20.3.4
須佐病院	和歌山市吹屋町 4 丁目 30 番地	平成 20.2.26

和歌山県告示第 265 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字唐尾字鈴河西原 1567 番 5 地先から同町大字唐尾字塩釜 1337 番 5 地先まで	旧	3.90 } 20.30	665.00	
同上	新	3.90 } 20.30	665.00	
同上	新	9.70 } 31.10	530.00	鈴子大橋 L=72.50

和歌山県告示第 266 号

平成 17 年和歌山県告示第 265 号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成 17 年 3 月 8 日から供用を開始し、旧

道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 267 号

和歌山県施行に係る和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成 17 年 2 月 22 日付け国近整和都業第 4-1 号で認可されたので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 66 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9 号西脇山口線(六十谷)
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 268 号

和歌山県施行に係る田辺都市計画道路事業の事業計画については、平成 17 年 2 月 22 日付け国近整和都業第 8-1 号で認可されたので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 66 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業 3・4・5 号元町新庄線及び 3・4・3 号駅前扇ヶ浜線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 269 号

和歌山県証紙規則（昭和 39 年和歌山県規則第 29 号）第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、平成 17 年 3 月 17 日付けで次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

売りさばき人	住 所	売りさばき所
下津町長	海草郡下津町丸田 217-1	下津町役場内

和歌山県告示第 270 号

和歌山県証紙規則（昭和 39 年和歌山県規則第 29 号）第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、平成 17 年 3 月 31 日付け

名 称	所 在 地	売 り さ ば き 人 指 定 年 月 日	売 り さ ば き 所
財団法人和歌山県交通安全協会事務局長	和歌山市西 1 番地 交通センター内	昭和 37 年 1 月 20 日	和歌山市西 1 番地 交通センター内 橋本市市脇四丁目 2-2 橋本警察署内 伊都郡かつらぎ町妙寺 143-1 妙寺警察署内 那賀郡岩出町高塚 198-1 岩出警察署内 和歌山市栗栖 686-7 和歌山東警察署内 和歌山市吹上一丁目 6-30 和歌山西警察署内 和歌山市松江北二丁目 1-41 和歌山北警察署内 海南市日方 1294-24 海南警察署内 有田市宮崎町 265 番地 有田警察署内 有田郡湯浅町栖原 184-2 湯浅警察署内 御坊市湯川町財部 237-1 御坊警察署内 田辺市上の山一丁目 2-1 田辺警察署内 西牟婁郡白浜町 3771-6 白浜警察署内 西牟婁郡串本町串本 2114 串本警察署内 新宮市緑ヶ丘三丁目 2-57 新宮警察署内 日高郡美浜町吉原 958 和歌山県御坊自動車学校 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井 1680-1 那智勝浦自動車教習所 新宮市三輪崎 1148-4 新宮運転免許センター 田辺市上の山一丁目 2-5 田辺運転免許センター

で次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

売りさばき人	住 所	売りさばき所
本宮町長	東牟婁郡本宮町本宮 219 番地	本宮町役場内

和歌山県告示第 271 号

昭和 37 年和歌山県告示第 41 号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

表を次のように改める。

公 告

入 札 公 告

平成 16 年事業所・企業統計調査、平成 16 年商業統計調査及び平成 16 年サービス業基本調査漢字項目に係る電子計算機処理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成 17 年度

(2) 業務内容

平成 16 年事業所・企業統計調査、平成 16 年商業統計

調査及び平成 16 年サービス業基本調査漢字項目に係る電子計算機処理業務

(3) 業務委託の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 履行期間

平成 17 年 4 月 8 日から平成 17 年 7 月 29 日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成 17 年和歌山県告示第 252 号に規定する平成 16 年事業所・企業統計調査、平成 16 年商業統計調査及び平成 16 年サービス業基本調査漢字項目に係る電子計算機処理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県企画部計画局統計課

(2) 日時

平成 17 年 3 月 8 日 (火) から平成 17 年 3 月 16 日 (水) までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3 の (1) に同じ。

イ 日時

3 の (2) に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5 に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 16 日 (水) 午後 4 時までの間に和歌山県企画部計画局統計課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県民文化会館 407 号室

(2) 日時

平成 17 年 3 月 10 日 (木) 午後 2 時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県民文化会館 407 号室

イ 入札日時

平成 17 年 4 月 8 日 (金) 午後 2 時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成 17 年 4 月 8 日 (金) 午前 10 時までに和歌山県企画部計画局統計課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則 (昭和 63 年和歌山県規則第 28 号) 第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 95 条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するものとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部計画局統計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある

ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部計画局統計課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。

(6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で 6 の (1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部計画局統計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

(FAX 073-441-2386)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入 札 公 告

計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成 17 年度地理第 1 号

(2) 業務内容

計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山市雑賀屋町 1 番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 履行期間

平成 17 年 4 月 4 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成 17 年和歌山県告示第 253 号に規定する計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町 1 番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成 17 年 3 月 10 日 (木) から平成 17 年 3 月 15 日 (火) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3 の (1) に同じ。

イ 日時

3 の (2) に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5 に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 15 日 (火) までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等 (ファックスを含む。) により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3 の (1) に同じ。

(2) 日時

平成 17 年 3 月 10 日 (木) 午後 2 時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3 の (1) に同じ。

イ 入札日時

平成 17 年 4 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成 17 年 4 月 4 日午前 9 時 30 分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 95 条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者の

した入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。

(6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で 6 の (1) に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町 1 番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

(FAX 073-428-1136)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成 17 年 2 月和歌山県議会において、平成 17 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入 札 公 告

平成 16 年度薬第 541 号薬事関係台帳システム構築業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。)第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成 16 年度薬第 541 号

(2) 調達役務の名称及び数量

薬事関係台帳システム 9 式(薬務課 1 各県立保健所(支所) 8)

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立各保健所(支所) 8 か所

(5) 納入期限

平成 17 年 3 月 31 日(木)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
情報システムの契約に係る競争入札参加有資格者名簿の「システム分析・開発」の区分に登録されていること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

(2) 平成 17 年 3 月 8 日(火)から平成 17 年 3 月 10 日(木)までの毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3 の (1) に同じ。

イ 日時

3 の (2) に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5 に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は平成 17 年 3 月 14 日(月)午後 4 時までの間に和歌山県福祉保健部健康局薬務課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 C 会議室

(2) 日時

平成 17 年 3 月 11 日(金)午後 2 時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 C 会議室

イ 入札日時

平成 17 年 3 月 17 日(木)午前 11 時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成 17 年 3 月 17 日(木)午前 9 時 30 分までに和歌山県福祉保健部健康局薬務課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 95 条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部健康局薬務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部健康局薬務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で 6 の (1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2661

(FAX 073-433-7118)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画下水道(かつらぎ町公共下水道)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成 16 年 12 月 3 日付け和歌山県報第 1613 号和歌山県教育委員会告示第 10 号中

ページ	段	行目	誤	正
3	右	下から 4	規則	規程